

令和7年4月1日

各都道府県建設業協会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔 公 印 省 略 〕

建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月14日に内閣総理大臣と関係閣僚出席のもと、「建設業団体との賃上げ等に関する車座」が開催されました。この中で、技能労働者の賃金について、令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げ等を踏まえ、民間工事も含め「おおむね6%の上昇」を目標とすることが申し合わされました。

その内容等につきましては、令和7年2月21日付け全建労発第62号及び全建事発第138号・全建労発第63号により通知したところです。

このことを受けて、令和7年度は、下記の取組にご配慮のほどよろしく願いいたします。

記

1 令和7年の技能労働者の賃金引上げの推進

前述の申し合わせを踏まえて、本会が令和7年度事業計画に定めたとおり、さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会（以下「県協会」という。）におかれましては、おおむね6%の上昇を目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を県協会会員企業（以下「会員企業」という。）に周知をお願いしたところ、周知に当たっては、令和7年3月21日付けで県協会へ送付済みのポスターを活用し、賃上げが進むよう取り組んでいただきたいこと。

2 令和7年度の働き方改革の取組

- ① 「目指せ週休2日+360時間（2+360 ツープラスサンロクマル）運動」を引き続き推進いただきたいこと。
- ② 「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～の展開について」（令和5年9月19日付け全建労発第42号）に基づき、「適正工期見積り運動」を引き続き推進いただきたいこと。

なお、取組にあたっては、「工期に関する基準」（改定版）（令和6年3月27日、中央建設業審議会決定）を踏まえていただきたいこと。

- ③ 時間外労働の罰則付き上限規制をクリアするため、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、令和7年度より（一社）日本空調衛生工事業協会、（一社）日本電設工業協会を加えた6団体合同で、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指すこととして行う「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動を引き続き展開していただきたいこと。
- ④ 都道府県労働局主催の「建設業関係労働時間削減推進協議会」等に参画して発注者・発注者団体への要請活動に取り組んでいただきたいこと。
- ⑤ 「全建の改正労働基準法Q&A100+27」（増訂版）及び労働基準法第33条に関するQ&A（厚生労働省）等を活用して、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、災害の復旧・復興工事に係る労働時間管理等について会員企業の理解促進を図っていただきたいこと。

また、必要に応じて、本会の「労働関係法令相談室」を御案内いただきたいこと。

- ⑥ 厚生労働省働き方改革推進支援センターを積極的に利用いただきたいこと。

以上

担当：労働部 山崎（直）、濱崎、吉田